

農 林 債 の 売 出 公 告

- 1 農 林 債 の 名 称 A 第 1015 号農林債（財形）
- 2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄専用の農林債として発行し、当金庫の保護預りとなります。
- 3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
- 4 各 農 林 債 の 金 額 1 万円、10 万円、100 万円、500 万円および 1,000 万円の 5 種とし、債券を発行します。
- 5 利 率 年 0.02 %
- 6 発 行 価 額
（ 売 出 価 額 ） 額面 1 万円につき 10,000 円
- 7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
- 8 償還の方法および
期限 元金は、令和 7 年 1 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。
当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
- 9 利息支払の方法
および 期限 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 2 年 1 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、以後は毎年 1 月 27 日および 7 月 27 日の 2 回におのおのその日までの前半か年分を支払います。
償還期日後は利息をつけません。
また、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。
- 10 元 利 金 支 払 場 所 農林中央金庫本店および国内支店
- 11 売 出 期 間 令和 元 年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 27 日まで
- 12 払込資本金および
農林中央金庫法第
60 条に規定する準
備金の合計額 5,980,820,305,946 円（令和 元 年 11 月 30 日現在）
- 13 未償還の農林債
の 総 額 940,981,936,898 円（令和 元 年 11 月 30 日現在）

令和 元 年 12 月 30 日

農 林 中 央 金 庫

農 林 債 の 売 出 公 告

- 1 農 林 債 の 名 称 B 第 915 号農林債（利子一括払）（財形）
- 2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄および確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保護預りとなります。
- 3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
- 4 各 農 林 債 の 金 額 1 万円、10 万円、100 万円、500 万円および 1,000 万円の 5 種とし、債券を発行します。
- 5 利 率 お よ び 利 息 の 計 算 方 法 年 0.02 % の 半 年 複 利 に よ り 計 算 し ま す 。
- 6 発 行 価 額
（ 売 出 価 額 ） 額面 1 万円につき 10,000 円
- 7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
- 8 償還の方法および
期限 元金は、令和 7 年 1 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。
当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
- 9 利息支払の方法
および 期限 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 2 年 1 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、令和 2 年 1 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。
ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。
償還期日後は利息をつけません。
- 10 元 利 金 支 払 場 所 農林中央金庫本店および国内支店
- 11 売 出 期 間 令和 元 年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 27 日まで
- 12 払込資本金および
農林中央金庫法第
60条に規定する準
備金の合計額 5,980,820,305,946 円（令和 元 年 11 月 30 日現在）
- 13 未償還の農林債
の 総 額 940,981,936,898 円（令和 元 年 11 月 30 日現在）

令和 元 年 12 月 30 日

農 林 中 央 金 庫